

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	TKK 補-III-6 改4
提出年月日	平成30年4月12日

東海第二発電所 劣化状況評価  
(コンクリート構造物及び鉄骨構造物)

補足説明資料

平成30年4月12日  
日本原子力発電株式会社

本資料のうち、枠囲みの範囲は、営業秘密  
又は防護上の観点から公開できません。

## 目次

1.はじめに .....	1
2.代表構造物の選定 .....	2
2.1 代表構造物の選定 .....	2
2.2 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の抽出 .....	6
2.3 劣化要因毎の評価対象部位の選定結果 .....	8
3.代表構造物の技術評価 .....	10
3.1 コンクリートの強度低下 .....	10
3.2 コンクリートの遮蔽能力低下 .....	15
3.3 現状保全 .....	16
3.4 総合評価 .....	16
3.5 高経年化への対応 .....	16
4.評価対象部位以外への展開 .....	17
5.まとめ .....	18
5.1 審査基準適合性 .....	18
5.2 保守管理に関する方針として策定する事項 .....	18
 別紙 1. 実体顕微鏡観察結果の妥当性確認について .....	24
別紙 2. 耐火能力の考え方及び耐火能力が要求されている壁の位置と厚さについて .....	35
別紙 3. 温度測定方法、測定位置及び測定結果について .....	50
別紙 4. 震災影響評価について .....	52
別紙 5. 放射線照射量解析の方法、条件及び結果について .....	54
別紙 6. 中性化の評価対象及び評価点の選定過程について .....	60
別紙 7. 中性化深さの推定値の算定過程及び結果について .....	69
別紙 8. 塩分浸透の評価対象及び評価点の選定過程について .....	72
別紙 9. 塩分浸透における鉄筋の腐食減量の算定過程及び結果について .....	74
別紙 10. 機械振動の評価対象及び評価点の選定過程について .....	76

## 1. はじめに

本資料は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下、「実用炉規則」という）第 114 条の規定に基づく、劣化状況評価の補足としてコンクリート構造物の強度低下、遮蔽能力低下及び鉄骨の強度低下の評価結果が適切であることを説明するとともに、評価内容の補足資料をとりまとめたものである。

コンクリート構造物及び鉄骨構造物の経年劣化事象、劣化要因を表 1 に示す。

表 1 コンクリート構造物及び鉄骨構造物の経年劣化事象及び劣化要因

構造物	経年劣化事象	劣化要因	
コンクリート	強度低下	熱	コンクリートが熱を受けると、温度条件によってはコンクリート中の水分の逸散を伴う乾燥に起因する微細なひび割れ、あるいは水分の移動に起因する空隙の拡大等により、強度が低下する可能性がある。
		放射線照射	コンクリートが中性子照射やガンマ線照射を受けると、照射量によっては、コンクリートの強度が低下する可能性がある。
		中性化	コンクリートは、空気中の二酸化炭素の作用を受けると、表面から徐々にそのアルカリ性を失い中性化する。中性化がコンクリートの内部に進行し、鉄筋を保護する能力が失われると、鉄筋はコンクリート中の水分及び酸素の作用により腐食し始め、腐食に伴う体積膨張によりコンクリートにひび割れやはく離が生じ、コンクリート構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。
		塩分浸透	コンクリート中に塩化物イオンが浸透し、鉄筋位置まで達すると、鉄筋の腐食が徐々に進行し、鉄筋の膨張によりコンクリートにひび割れやはく離が生じ、コンクリート構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。
		アルカリ骨材反応	アルカリ骨材反応は、コンクリート中に存在するアルカリ溶液と、骨材中に含まれる反応性のシリカ鉱物の化学反応である。このとき生成されたアルカリ・シリカゲルが周囲の水を吸収し膨張すると、コンクリート表面にひび割れが生じ、コンクリート構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。
		機械振動	コンクリート構造物は、長期間にわたって機械振動による繰返し荷重を受けるとひび割れが発生し、コンクリート構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。
		凍結融解	コンクリート中の水分が凍結し、それが気温の上昇や日射を受けること等により融解する凍結融解を繰り返すことでコンクリートにひび割れが生じ、コンクリート構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。
	遮蔽能力低下	熱	コンクリートが周辺環境からの伝達熱及び放射線照射に起因するコンクリート内部の温度上昇により、コンクリート中の水分が逸散し、放射線に対する遮蔽能力が低下する可能性がある。
	耐火能力低下	火災時等の熱	コンクリート構造物は、断面厚により耐火能力を確保できるが、部分的な断面厚の減少に伴い耐火能力が損なわれる可能性がある。
鉄骨	強度低下	腐食	一般的に、鋼材は大気中の酸素及び水分と化学反応を起こして腐食する。腐食は、海塩粒子等により促進され、進行すると鋼材の断面欠損に至り、鉄骨構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。
		風などによる疲労	繰返し荷重が継続的に鉄骨構造物にかかることにより、疲労による損傷が蓄積され、鉄骨の強度低下につながる可能性がある。

## 2. 代表構造物の選定

### 2. 1 代表構造物の選定

コンクリート構造物及び鉄骨構造物の強度低下、遮蔽能力低下、耐火能力低下が想定される構造物は多数存在するため、劣化状況評価では、評価対象となる構造物の中から代表構造物を選定して評価を行う。評価対象構造物、代表構造物は以下の手順にて選定する。

#### 2. 1. 1 評価対象構造物の抽出とグループ化

安全上重要な構造物「重要度分類審査指針におけるクラス 1, 2 に該当する構造物又は該当する機器・構造物を支持する構造物、重要度分類審査指針におけるクラス 3 に該当する高温・高圧の環境下にあるクラス 3 に該当する機器を支持する構造物」「常設重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備を支持する構造物」「浸水防護施設に属する構造物」に該当する構造物を選定し、コンクリート構造物と鉄骨構造物にグループ化を実施した。その結果を表 2 に示す。

#### 2. 1. 2 代表構造物の選定

グループ化した評価対象構造物について、使用条件等を考慮して代表構造物を選定した。コンクリート構造物における代表構造物選定結果を表 3、鉄骨構造物における代表構造物選定結果を表 4 に示す。

表 2 評価対象構造物の抽出とグループ化

対象構造物	重要度クラス	コンクリート構造物	鉄骨構造物
原子炉建屋 (非常用ディーゼル発電機海水系配管トレーン、 廃棄物処理棟及び廃棄物処理建屋含む)	クラス1設備支持、 常設重大事故等対処設備	○	○(鉄骨部)
タービン建屋	クラス1設備支持	○	○(鉄骨部)
取水口構造物	クラス1設備支持、 常設重大事故等対処設備	○	×
排気筒基礎	クラス1設備支持、 常設重大事故等対処設備	○	×
使用済燃料乾式貯蔵建屋	クラス2設備支持	○	○(鉄骨部)
防潮堤	浸水防護施設	○	○
常設低圧代替注水系格納槽	常設重大事故等対処設備	○	×
常設代替高压電源装置置場 (軽油貯蔵タンク基礎及びカルバート含む)	クラス1設備支持、 常設重大事故等対処設備	○	×
SA用海水ピット(取水塔含む)	常設重大事故等対処設備	○	×
緊急用海水ポンプピット	常設重大事故等対処設備	○	×
格納容器圧力逃がし装置格納槽(カルバート含む)	常設重大事故等対処設備	○	×
緊急時対策所建屋(発電機燃料油貯蔵タンク基盤含む)	常設重大事故等対処設備	○	×
西側淡水貯水設備	常設重大事故等対処設備	○	×
防潮扉	浸水防護施設	×	○
放水路ゲート	浸水防護施設	×	○
構内排水路逆流防止設備	浸水防護施設	×	○
貯留堰	浸水防護施設、 常設重大事故等対処設備	×	○
浸水防止蓋	浸水防護施設	×	○
水密扉	浸水防護施設	×	○

表3 コンクリート構造物における代表構造物選定結果

対象構造物 (コンクリート構造物)	使用条件等							選定理由 特別点検 結果	
	運転条件、環境条件等								
	運転開始後 経過年数	高温部 有無	放射線の 有無	振動の 有無	設置環境		耐火要求 の有無		
原子炉建屋（非常用ディーゼル発電機海水系配管トレンチ、降葉物処理棟及び廃棄物処理建屋含む）	39 (ペデスタル)	○ (ペデスタル) 一次遮蔽壁)	○ (ペデスタル)	○ (非常用ディーゼル発電機基礎)	一部仕上げ 無し	仕上げ有り	◇	選定	
タービン建屋	39	◇	◇	○ (タービン発電機 架台)	一部仕上げ 無し	仕上げ有り	◇	○	
取水口構造物	39	-	-	-	△	仕上げ無し (海水と接触)	○	○	
排気筒基礎*	39	-	-	-	△	仕上げ有り	○	○	
使用済燃料乾式貯蔵建屋	16	◇	◇	-	△	仕上げ有り (海水と接触)	-	○	
防潮堤	0	-	-	-	△	仕上げ無し (海水と接触)	-	○	
常設低圧代替注水系統納槽常設タンク基礎及びカルバート含む)	0	-	-	-	△	仕上げ無し (海水と接触)	-	○	
SA用海水ピット(取水塔含む)	0	-	-	-	△	仕上げ無し (海水と接触)	-	○	
緊急用海水ポンピッド	0	-	-	-	△	仕上げ無し (海水と接触)	-	○	
格納容器圧力逃がし装置格納槽(カルバート含む)	0	-	-	-	△	仕上げ無し (海水と接触)	-	○	
緊急時対策所建屋(発電機燃料油貯蔵タンク基礎含む)	0	-	-	-	△	仕上げ有り (海水と接触)	-	○	
西側淡水貯水設備	0	-	-	-	△	仕上げ有り (海水と接触)	-	○	

\*1：新規制基準への適合のため部分改修予定であるが、保守的に既存部として評価する

\*2：環境条件の区分として、土中は一般の環境に区分されることから、他の屋外で仕上げが無い構造物で代表させる  
…グレープ内代表構造物とする使用条件等

【凡例】

○：影響大  
◇：影響小  
-：影響極小、又は無し

表 4 鉄骨構造物における代表構造物選定結果

対象構造物 (鉄骨構造物)	運転開始後 経過年数	使用条件等			選定理由
		設置環境		使用材料	
		屋内	屋外		
原子炉建屋 (廃棄物処理棟及び廃棄物 処理建屋含む) (鉄骨部)	39	仕上げ有り		炭素鋼	◎ 運転開始後経過年数
タービン建屋 (鉄骨部)	39	仕上げ有り		炭素鋼	◎ 運転開始後経過年数
使用済燃料乾式貯蔵建屋 (鉄骨部)	16	仕上げ有り		炭素鋼	
防潮堤	0		仕上げ有り	炭素鋼	
防潮扉	0		仕上げ有り	炭素鋼	
放水路ゲート	0		仕上げ有り	炭素鋼	
構内排水路逆流防止設備	0		仕上げ有り	ステンレス鋼	
貯留堰	0		仕上げ有り	炭素鋼	
浸水防止蓋	0		仕上げ有り	炭素鋼, ステンレス鋼	
水密扉	0		仕上げ有り	炭素鋼, ステンレス鋼	

…グレープ内代表構造物とする使用条件等

## 2. 2 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の抽出

### 2. 2. 1 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を表 5 に示す。また、表 1 に示した経年劣化事象のうち、以下①と②以外について、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として抽出した。

表 5 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

構造物	経年劣化事象	高経年化対策上着目すべき経年劣化要因
コンクリート	強度低下	熱
		放射線照射
		中性化
		塩分浸透
		機械振動
	遮蔽能力低下	熱

### ① 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

表 6 に示す経年劣化事象については、想定した劣化傾向等に基づき適切な保全活動を行っていることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象と判断した。なお、コンクリート構造物の保全活動は、保全計画に基づく頻度、「QM 東 II : 7-1-1-28 建築関係設備点検手順マニュアル」、「QM 東 II : 7-1-1-27 土木関係設備点検手順マニュアル」（以下、「点検マニュアル」という）に定めた点検方法により、実施している。具体的な点検、調査及び補修の実績を表 7 に示す。

表 6 日常劣化管理事象

構造物	経年劣化事象	劣化要因	理由
コンクリート	強度低下	アルカリ骨材反応	<p>定期的（1回／年）に点検マニュアルに基づく目視点検を行っているが、アルカリ骨材反応に起因すると判断されるひび割れは確認されておらず、試験によりコンクリートの健全性に影響を与えるような反応性がないことを確認している。試験結果を表 8 に示す。</p> <p>これに加え、特別点検における実体顕微鏡観察の結果、コンクリート構造物の健全性に影響を与えるような反応性がないことを確認しており、試験の妥当性確認を実施している。妥当性確認結果を別紙 1 に示す。</p> <p>さらに、今後も使用環境が急激に変化することはないことから、アルカリ骨材反応の進展傾向は極めて小さいと考えられる。</p>
鉄骨	強度低下	腐食	定期的（1回／年）に点検マニュアルに基づく目視点検を行い、鋼材の腐食に影響する塗膜の劣化等が認められた場合には、補修塗装を施すことによって健全性を確保している。

表 7 アルカリ骨材反応及び鉄骨腐食に関する点検及び補修の実績

経年劣化事象	要因	対象部位	点検方法	点検頻度	点検結果	補修実績
コンクリートの強度低下	アルカリ骨材反応	原子炉建屋 <sup>*1</sup> , ターピン建屋, 取水口構造物, 排気筒基礎, 使用済燃料乾式貯蔵建屋	目視点検	1回／年	アルカリ骨材反応に起因すると判断されるひび割れは確認されていない	補修実績なし
鉄骨の強度低下	腐食	原子炉建屋 <sup>*1</sup> , ターピン建屋, 使用済燃料乾式貯蔵建屋	目視点検	1回／年	有害な腐食は認められていない	補修実績なし

\* 1 : 非常用ディーゼル発電機海水系配管トレーニング, 廃棄物処理棟及び廃棄物処理建屋含む

表 8 アルカリ骨材反応に関する試験結果

対象構造物	試験方法 (試験実施年)	骨材	測定値	判定基準	結果
原子炉建屋	JCI-DD2 (平成 19 年)	那珂川産 粗骨材	0.026%	膨張率が 6 ヶ月で 0.1%以下が無害	無害
		東海産 細骨材			
取水口構造物	JCI-DD2 (平成 19 年)	町屋産 粗骨材	0.042%	膨張率が 6 ヶ月で 0.1%以下が無害	無害
		東海産 細骨材			
主要建屋	モルタルバー法 (昭和 49 年)	那珂川産 粗骨材	0.021%	膨張率が 6 ヶ月で 0.1%以下が無害	無害
		東海産 細骨材	0.029%		無害
	化学法 (昭和 49 年)	那珂川産 粗骨材	Sc=62mmol/l Rc=272mmol/l	Sc が 10mmol/l 以上 で Rc が 700mmol/l 未満のとき Sc ≥ Rc ならば無害でない	無害
		東海産 細骨材	Sc=2mmol/l Rc=190mmol/l		—

注記 Sc : 溶解シリカ量 (mmol/l), Rc : アルカリ濃度減少量 (mmol/l)

② 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象以外）

表 9 に示す経年劣化事象については、想定した劣化傾向等に基づき適切な保全活動を行っていることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象と判断した。

表 9 日常劣化管理事象以外

構造物	経年劣化事象	劣化要因	理由
コンクリート	強度低下	凍結融解	日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」(2015) に示されている解説図 26.1 (凍害危険度の分布図) によると、東海第二の周辺地域は凍結融解の危険性がない地域に該当している。 なお、凍害危険度の分布図にある凍害危険度は、気象資料を用いて外気温上の凍結融解作用の強さに日射等の影響と含水程度を考慮し算出したものである。
	耐火能力低下	火災時等の熱	通常の使用環境において、コンクリート構造物の断面厚が減少することはなく、耐火能力は維持されると考える。耐火能力の考え方及び耐火能力が要求されている壁の位置と厚さについて別紙 2 に示す。
鉄骨	強度低下	風などによる疲労	鉄骨構造物では、風などによる繰返し荷重を継続的に受ける構造部材はない。

### 2. 3 劣化要因毎の評価対象部位の選定結果

経年劣化事象に対する劣化要因毎の評価対象部位について、選定した結果を表 10 に示す。

表 10 経年劣化事象に対する要因毎の評価対象部位

構造種別		コンクリート構造物						鉄骨構造物			備考
経年劣化事象		強度低下						遮蔽能力低下			
要因	熱	放射線照射	中性化	塩分浸透	アルカリ骨材反応	凍結融解	機械振動	熱	腐食	強度低下	
代表構造物	原子炉建屋（非常用ディーゼル発電機海水系配管トレンチ、廃棄物処理棟及び廃棄物処理建屋含む）	*1 ○	*1, 2 ○	○	△	▲	○	*3 ○	▲	△	*1：原子炉圧力容器部デスター *2：一次遮蔽壁 *3：ガラスマ縫隙遮蔽壁 *4：外壁（屋内面） *5：タービン発電機架台 *6：気中帶 *7：気中帶、干満帶、海中帶
	タービン建屋			*4 ○	○	△	▲	*5 ○	▲	△	
	取水口構造物			*6 ○	*7 ○	△	▲		▲	△	

○：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

▲：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象以外）

### 3. 代表構造物の技術評価

#### 3. 1 コンクリートの強度低下

##### 3. 1. 1 熱による強度低下

###### (1) 評価の概要

評価対象部位は通常運転時に雰囲気温度が高く、高温の原子炉圧力容器近傍に位置する原子炉圧力容器ペデスタルコンクリートとし、評価点として運転時に最も高温となる原子炉圧力容器ペデスタルコンクリート上部と圧力容器支持脚部との接触面とした。(図1参照)

評価については、通常運転時における周辺の温度測定結果とコンクリートの温度制限値を比較した。通常運転時における温度測定の方法、位置及び結果を別紙3に示す。

なお、震災時のプラント停止操作時における原子炉格納容器内温度上昇に伴う評価については別紙4に示す。

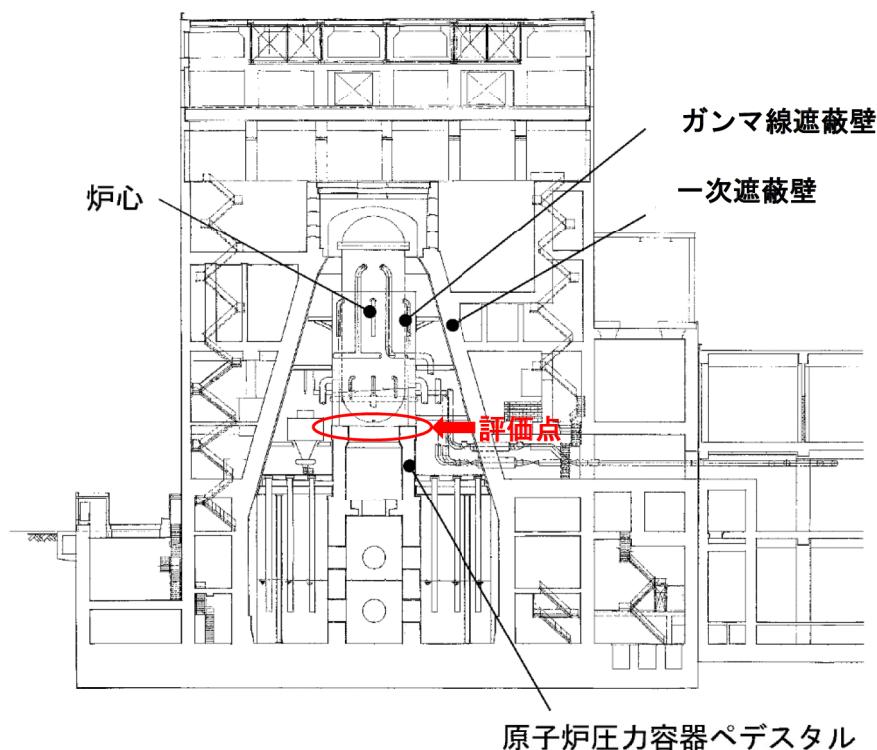


図1 原子炉圧力容器ペデスタルコンクリートの概要

###### (2) 評価結果

コンクリートの温度制限値は設計基準強度確保の観点から、局部では 90°C、一般部では 65°C と定められている<sup>1)</sup>。

これに対して、評価対象部位の周辺温度は、最高温度が約 55 °C 以下であり、コンクリート温度制限値を下回っていることを確認した。

なお、特別点検における破壊試験の結果、原子炉圧力容器ペデスタルから採取したコアサンプルの平均圧縮強度は、設計基準強度を上回っていることを確認した。

以上より、熱による強度低下に対しては、長期健全性評価上問題とならない。

### 3. 1. 2 放射線による強度低下

#### (1) 評価の概要

評価対象部位を中性子照射量が大きい原子炉圧力容器ペデスタルコンクリート及びガンマ線照射量が大きい一次遮蔽壁とし、評価点を原子炉圧力容器ペデスタルコンクリート上部、一次遮蔽壁炉心側コンクリートとした。

評価については、原子炉圧力容器ペデスタルコンクリート及び一次遮蔽壁における運転開始後 60 年時点で予想される中性子照射量及びガンマ線照射量を解析により算出した。放射線照射量の算出方法、条件、過程及び結果を別紙 5 に示す。

#### (2) 評価結果

運転開始後 60 年時点における評価対象部位の中性子照射量 ( $E > 0.1 \text{ Mev}$ ) は、放射線照射量解析の結果、原子炉圧力容器ペデスタル上部において、 $4.10 \times 10^{15} (\text{n/cm}^2)$  であり、コンクリート強度に影響を及ぼす可能性のある  $1 \times 10^{20} (\text{n/cm}^2)^{2)}$  を越えないことを確認した。

また、運転開始後 60 年時点で予想される評価対象部位のガンマ線照射量の解析結果は、 $7.80 \times 10^6 (\text{rad})$  であり、コンクリート強度に影響を及ぼす可能性のある  $2 \times 10^{10} (\text{rad})^{2)}$  を越えないことを確認した。

コンクリート強度に影響を及ぼす可能性のある中性子照射量及びガンマ線照射量は Hilsdorf 等の文献より判断した。

なお、特別点検における破壊試験の結果、原子炉圧力容器ペデスタルから採取したコアサンプルの平均圧縮強度は、設計基準強度を上回っていることを確認した。

以上より、放射線照射による強度低下に対しては、長期健全性評価上問題とならない。

### 3. 1. 3 中性化による強度低下

#### (1) 評価の概要

評価対象部位は、屋外と屋内では、鉄筋位置に対する中性化深さと鉄筋腐食の開始の関係が異なることから、各々に対して評価対象部位を抽出することとし、2016 年 2 月から 1 年間の東海第二における二酸化炭素濃度、温度及び相対湿度の測定結果等に基づく中性化に及ぼす影響度、仕上げが施されている状況及び特別点検の結果を踏まえ、屋内の評価対象としてタービン建屋外壁、屋外の評価対象として取水口構造物を選定した。

評価点は、最も中性化の進展に影響を及ぼす要因の大きいタービン建屋外壁（屋内面）、取水口構造物（気中帶）とし、評価については、以下の手順にて実施した。中性化の評価対象及び評価点の選定過程は別紙 6 に示す。

① 中性化深さの推定

中性化深さの推定式（岸谷式、森永式及び特別点検における中性化深さの実測値に基づく $\sqrt{t}$ 式）により、運転開始後60年経過時点の中性化深さを算出

② 最大中性化深さ推定値の抽出

中性化深さの推定式により得られる中性化深さのうち、最大値となる中性化深さを抽出

③ 鉄筋が腐食し始める時の中性化深さの算出

鉄筋が腐食し始める時の中性化深さとして、屋内はかぶり厚さに2cmを加えた値、屋外はかぶり厚さの値をそれぞれ算出

④ 運転開始後60年経過時点の中性化深さの評価

②が③よりも小さいことを確認

(2) 評価結果

評価対象部位の運転開始後60年経過時点における中性化深さの推定値及び算定過程を表11及び別紙7に示す。表11に示すとおり、鉄筋が腐食し始める時点の中性化深さを下回っていることを確認した。

なお、特別点検における破壊試験の結果、タービン建屋外壁（屋内面）、取水口構造物（気中帶）から採取したコアサンプルの平均圧縮強度は、設計基準強度を上回っていることを確認した。

以上より、中性化による強度低下に対しては、長期健全性評価上問題とならない。

表11 運転開始後60年後時点と鉄筋が腐食し始める時点の中性化深さの比較

(単位:cm)

評価点	調査時点の中性化深さ			運転開始後 60年時点の 中性化深さ <sup>*2</sup> (推定式)	鉄筋が腐食し 始める時点の 中性化深さ <sup>*3</sup>
	経過 年数	実測値 (調査時期)	推定値 <sup>*1</sup> (推定式)		
タービン建屋外壁 (屋内面)	38年	4.0 (2017年)	2.9 (岸谷式)	5.0 ( $\sqrt{t}$ 式)	6.0
取水口構造物 (気中帶)	36年	1.0 (2014年)	1.2 (岸谷式)	1.6 (岸谷式)	6.4

\*1：岸谷式及び森永式による推定値のうち最大値を記載

\*2：岸谷式、森永式及び特別点検における中性化深さの実測値に基づく $\sqrt{t}$ 式による推定値のうち最大値を記載

\*3：かぶり厚さから評価した値

### 3. 1. 4 塩分浸透による強度低下

#### (1) 評価の概要

評価対象部位は、飛来塩分及び海水とその飛沫の影響により厳しい塩分浸透環境にある状況、特別点検の結果を踏まえて取水口構造物を選定した。

評価点は、塩分浸透環境を考慮し、取水口構造物の気中帯、干満帶及び海中帯とし、評価については、以下の手順にて実施した。塩分浸透の評価対象及び評価点の選定過程は別紙 8 に示す。

##### ① 運転開始後 60 年時点における鉄筋腐食減量の算出

a. 拡散方程式：特別点検による塩化物イオン濃度の測定結果をもとに、運転開始経過年毎の鉄筋位置における塩化物イオン量を算出

b. 森永式<sup>3)</sup>：鉄筋位置における塩化物イオン量を用いて、運転開始経過年数毎の鉄筋腐食減量を算出

##### ② かぶりコンクリートにひび割れが発生する時点における鉄筋腐食減量の算出

森永式：鉄筋径及びかぶり厚さを用いて、かぶりコンクリートにひび割れが発生する時点における鉄筋腐食減量を算出

##### ③ 運転開始後 60 年時点における鉄筋腐食減量の評価

①が②より小さいことを確認

#### (2) 評価結果

評価対象部位の運転開始後 60 年経過時点における鉄筋腐食減量の推定値及び算定過程を、表 12 及び別紙 9 に示す。

震災時に津波が遡上し影響を受けた取水口構造物の気中帯についても特別点検にてコアサンプルによる試験を実施している。表 12 に示すとおり、かぶりコンクリートにひび割れが発生する時点の鉄筋の腐食減量を下回っていることからひび割れが発生する可能性が認められないことを確認した。

なお、特別点検における破壊試験の結果、取水口構造物の気中帯、干満帶及び海中帯から採取したコアサンプルの平均圧縮強度は、設計基準強度を上回っていることを確認した。

以上より、塩分浸透による強度低下に対しては、長期健全性評価上問題とならない。

表 12 運転開始後 60 年経過時点とかぶりコンクリートにひび割れが発生する時点の  
鉄筋腐食減量の比較

評価点		調査時期	鉄筋位置 での塩化物 イオン濃度 (%)	鉄筋の腐食減量 ( $\times 10^{-4}$ g/cm <sup>2</sup> )		
				調査時点	運転開始後 60 年時点	かぶりコンク リートにひび 割れが発生す る時点
取 水 口 構 造 物	気中帶	2015 年	0.04 [0.89]*	1.7	3.4	62.3
	干満帶	2014 年	0.05 [1.09]*	10.3	18.1	67.7
	海中帶	2014 年	0.05 [1.03]*	0.4	1.1	62.3

\* : [ ]内は塩化物イオン量 (kg/m<sup>3</sup>)

### 3. 1. 5 機械振動による強度低下

#### (1) 評価の概要

評価対象部位として、プラント運転中、最も大きな機械振動を受けるタービン発電機架台コンクリートとし、評価点については、機械振動荷重を直接受ける機器支持部（基礎ボルト周辺のコンクリート）付近を選定した。

機械振動の評価対象及び評価点の選定過程は別紙 10 に示す。

#### (2) 評価結果

タービン発電機については、「QM 東 II : 7-1-2-23 巡視点検手順書」に基づき異常振動の有無を日常的なパトロールで確認している。タービン発電機架台コンクリートについては定期的（1 回／年）に点検マニュアルに基づき目視点検を行い、コンクリート表面において強度に支障をきたす可能性のある欠陥がないことを確認している。

また、仮に機械振動により機器のコンクリート基礎への定着部の支持力が失われるような場合、機器の異常振動が発生するものと考えられるが、日常的なパトロールやタービン監視計器による軸振動の測定値を中央制御室における連続監視により、異常の兆候は検知可能である。

なお、特別点検における破壊試験の結果、タービン建屋（タービン発電機架台）から採取したコアサンプルの平均圧縮強度は、設計基準強度を上回っていることを確認した。

以上より、機械振動による強度低下に対しては、長期健全性評価上問題とならない。

### 3. 2 コンクリートの遮蔽能力低下

#### 3. 2. 1 熱による遮蔽能力低下

##### (1) 評価の概要

評価対象部位は原子炉圧力容器近傍に位置し、周辺環境からの伝達熱及び運転時に照射量の最も大きいガンマ線遮蔽壁とし、評価点はガンマ線遮蔽壁の炉心側とする。

##### (2) 評価結果

放射線防護の観点から、コンクリート遮蔽体の設計に適用されている「コンクリート遮蔽体設計基準」(R. G. Jaeger et al. 「Engineering Compendium on Radiation Shielding (ECRS) VOL. 2」)には、周辺及び内部最高温度の制限値が示されており、コンクリートに対しては中性子遮蔽で 88 °C 以下、ガンマ線遮蔽で 177 °C 以下となっている。

これに対して、評価対象部位の周辺温度は、最高温度が約 55 °C 以下であり、  
**工事計画認可申請書（生体しゃへい装置のしゃへいおよび熱除去計算書）における温度分布を想定してもコンクリート温度制限値を下回っていることを確認した。**

また、仮に熱によるコンクリート構造物の遮蔽能力低下が生じた場合、放射線量が上昇するものと考えられるが、放射線量は日常的に監視しており、異常の兆候は検知可能である。

なお、ガンマ線遮蔽コンクリートについては、鉄板で覆われているため、ガンマ線遮蔽に近く、他の部位より熱の影響を受けていると思われる一次遮蔽壁において、特別点検にて乾燥単位容積質量を確認した結果、設計値を上回っていることを確認した。

以上より、熱による遮蔽能力低下に対しては、長期健全性評価上問題とならない。

### 3. 3 現状保全

コンクリート構造物の強度低下については、定期的（1回／年）に点検マニュアルに基づくコンクリート表面の目視点検を実施しており、目視点検の結果、ひび割れ等の補修が必要となる損傷が確認された場合、即時補修が必要なものを除き、その経過を継続的に監視しつつ、点検実施後数年以内を目途に補修を計画、実施している。

コンクリート構造物の遮蔽能力低下については、ガンマ線遮蔽コンクリートについては鉄板で覆われているため、ガンマ線遮蔽に近く、他の部位より熱の影響を受けていると思われる一次遮蔽壁において構造物の健全性維持の観点から定期的（1回／年）に点検マニュアルに基づくコンクリート表面の目視点検を実施している。また、放射線量を日常的に監視している。

### 3. 4 総合評価

コンクリート構造物の強度低下については、健全性評価結果から判断して、今後、強度低下が急激に発生する可能性は小さい。

また、定期的（1回／年）な点検マニュアルに基づく目視点検により補修対象となつたひび割れ等の補修を計画、実施しており、現状の保全方法は、コンクリート構造物の健全性を維持する上で適切である。

コンクリート構造物の遮蔽能力低下については、健全性評価結果から判断して、熱によるコンクリート構造物の遮蔽能力低下については、現状において問題はなく、今後も遮蔽能力低下が急激に発生する可能性は小さい。

また、仮に熱によるコンクリート構造物の遮蔽能力低下が生じた場合、放射線量が上昇するものと考えられるが、放射線量は日常的に監視しており、異常の兆候は検知可能である。

### 3. 5 高経年化への対応

コンクリート構造物の強度低下及び遮蔽能力低下に対しては、高経年化対策の観点から現状の保全内容に対し追加すべき項目はなく、今後も現状保全を継続していく。

#### 4. 評価対象部位以外への展開

コンクリート構造物及び鉄骨構造物の技術評価については、代表構造物について各経年劣化事象に影響を及ぼす要因毎に使用条件等を考慮して実施しており、グループ内構造物の使用条件は代表構造物に包含されているため、技術評価結果も代表構造物に包含された結果となる。

## 5.まとめ

### 5.1 審査基準適合性

コンクリート構造物を評価するに当たっての要求事項について技術評価を行った結果、すべての要求を満足しており、審査基準に適合していることを確認した。コンクリートの強度低下、遮蔽能力低下及び鉄骨の強度低下についての要求事項との対比を表13に示す。

### 5.2 保守管理に関する方針として策定する事項

審査基準の要求事項等を満足しており、保守管理に関する方針として策定する事項はない。

表 13 (1/3) コンクリートの強度低下、遮蔽能力低下及び鉄骨の強度低下についての要求事項との対比

評価対象事象 又は評価事項	要求事項	健全性評価
コンクリートの強度低下	熱	評価対象部位のコンクリートの温度が制限値（貫通部は 90 °C、その他 の部位は 65 °C）を超えたことがある場合は、耐力評価を行い、その結果、当該部位を構成する部材又は構造体の耐力が設計荷重を上回ること。
	放射線照射	評価対象部位の累積放射線照射量が、コンクリート強度に影響を及ぼす可能性のある値を超えている又は超える可能性が認められる場合は、耐力評価を行い、その結果、当該部位を構成する部材又は構造体の耐力が設計荷重を上回ること。  運転開始後 60 年時点で予想される評価対象部位の中性子照射量 ( $E > 0.1 \text{ MeV}$ ) の解析結果は $4.10 \times 10^{15} \text{ n/cm}^2$ であり、コンクリート強度に影響を及ぼす可能性のある $1 \times 10^{20} (\text{n/cm}^2)$ <sup>②</sup> を越えないことを確認した。 運転開始後 60 年時点で予想される評価対象部位のガンマ線照射量の解析結果は、 $7.80 \times 10^6 (\text{rad})$ であり、コンクリート強度に影響を及ぼす可能性のある $2 \times 10^{10} (\text{rad})$ <sup>②</sup> を越えないことを確認した。 コンクリート強度に影響を及ぼす可能性のある中性子照射量及びガンマ線照射量は Hilsdorf 等の文献より判断した。
	中性化	評価対象部位の中性化深さが、鉄筋が腐食し始める深さまで進行しているか又は進行する可能性が認められる場合は、耐力評価を行い、その結果、当該部位を構成する部材又は構造体の耐力が設計荷重を上回ること。
	塩分浸透	評価対象部位に塩分浸透による鉄筋腐食により有意なひび割れが発生しているか又は発生する可能性が認められる場合は、耐力評価を行い、その結果、当該部位を構成する部材又は構造体の耐力が設計荷重を上回ること。  評価対象部位の運転開始後 60 年時点の鉄筋の腐食減量を推定した結果、かぶりコンクリートにひび割れが発生する時点の鉄筋の腐食減量を下回っていることからひび割れが発生する可能性が認められないことを確認した。

表 13 (2/3) コンクリートの強度低下、遮蔽能力低下及び鉄骨の強度低下についての要求事項との対比

評価対象事象 又は評価事項	要求事項	健全性評価
コンクリートの強度低下	アルカリ骨材反応	評価対象部位にアルカリ骨材反応による有意なひび割れが発生している場合は、耐力評価を行い、その結果、当該部位を構成する部材又は構造体の耐力が設計荷重を上回ること。  定期的(1回／年)に点検マニュアルに基づく目視点検を行っているが、アルカリ骨材反応に起因すると判断されるひび割れは確認されておらず、試験によりコンクリートの健全性に影響を与えるような反応性がないことを確認している。また、今後の使用環境が急激に変化することはないことから、アルカリ骨材反応の進展傾向は極めて小さいと考えられるため、高経年化対策上着目すべき劣化事象ではないと判断した。
	機械振動	評価対象機器のコンクリート基礎への定着部周辺コンクリート表面に機械振動による有意なひび割れが発生している場合は、耐力評価を行い、その結果、当該部位を構成する部材又は構造体の耐力が設計荷重を上回ること。  定期的(1回／年)に点検マニュアルに基づく目視点検を行い、コンクリート表面において強度に支障をきたす可能性のある欠陥がないことを確認した。
	凍結融解	評価対象部位に凍結融解による有意なひび割れが発生している場合は、耐力評価を行い、その結果、当該部位を構成する部材又は構造体の耐力が設計荷重を上回ること。  日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」(2015)に示されている解説図 26.1(凍害危険度の分布図)によると、東海第二の周辺地域は凍結融解の危険性がない地域に該当している。なお、凍害危険度の分布図にある凍害危険度は、気象資料を用いて外気温上の凍結融解作用の強さに日射等の影響と含水程度を考慮し算出したものである。
コンクリートの遮蔽能力低下	熱	中性子遮蔽のコンクリートの温度が 88 ℃又はガンマ線遮蔽のコンクリートの温度が 177 ℃を超えたことがある場合は、評価を行い、その結果、当該部位を構成する部材又は構造体の遮蔽能力が原子炉設置(変更)許可における遮蔽能力を下回らないこと。  評価対象部位の周辺温度は、最高温度が約 55 ℃以下であり、コンクリート温度制限値を下回っていることを確認した。

表 13 (3/3) コンクリートの強度低下、遮蔽能力低下及び鉄骨の強度低下についての要求事項との対比

評価対象事象 又は評価事項	要求事項	健全性評価
鉄骨の 強度低 下	腐食	評価対象部位に腐食による断面欠損が生じている場合は、耐力評価を行い、その結果、当該部位を構成する部材又は構造体の耐力が設計荷重を上回ること。  定期的(1回／年)に点検マニュアルに基づく目視点検を行い、鋼材の腐食に影響する塗膜の劣化等が認められた場合には、補修塗装を施すことによって健全性を確保していることから、想定した劣化傾向と実際の劣化傾向の乖離が考え難い経年劣化事象であって、想定した劣化傾向等に基づき適切な保全活動を行っているため、高経年化対策上着目すべき劣化事象ではないと判断した。
	風などによる疲労	評価対象部位に風などの繰り返し荷重による疲労破壊が発生している又は発生する可能性が認められる場合は、耐力評価を行い、その結果、当該部位を構成する部材又は構造体の耐力が設計荷重を上回ること。  風などによる繰り返し荷重を継続的に受ける構造部材はないことから、高経年化対策上着目すべき劣化事象ではないと判断した。

## 【参考文献】

- 1) 日本建築学会「原子炉建屋構造設計指針・同解説」(1988)
- 2) Hilsdorf, Kropp, and Koch, "The Effects of Nuclear Radiation on the Mechanical Properties of Concrete." American Concrete Institute Publication, SP - 55, Paper 10. (1977)
- 3) 森永繁「鉄筋の腐食速度に基づいた鉄筋コンクリート建築物の寿命予測に関する研究—東京大学学位論文 (1986)」

## 別紙

- 別紙 1. 実体顕微鏡観察結果の妥当性確認について
- 別紙 2. 耐火能力の考え方及び耐火能力が要求されている壁の位置と厚さについて
- 別紙 3. 温度測定方法、測定位置及び測定結果について
- 別紙 4. 震災影響評価について
- 別紙 5. 放射線照射量解析の方法、条件及び結果について
- 別紙 6. 中性化の評価対象及び評価点の選定過程について
- 別紙 7. 中性化深さの推定値の算定過程及び結果について
- 別紙 8. 塩分浸透の評価対象及び評価点の選定過程について
- 別紙 9. 塩分浸透における鉄筋の腐食減量の算定過程及び結果について
- 別紙 10. 機械振動の評価対象及び評価点の選定過程について

## 別紙 1

タイトル	実体顕微鏡観察結果の妥当性確認について
説明	<p>劣化状況評価を踏ました上で、特別点検手法の選定プロセス及び評価結果の妥当性の確認のため、代表箇所による偏光顕微鏡観察を行った。</p> <p>偏光顕微鏡観察は、アルカリ骨材反応が生じているコンクリートの反応骨材についての精微な観察を主眼として行うもので、コアサンプルから作製した薄片を用いて、反応骨材の鉱物・岩種の同定・反応の進展状況の確認、ひび割れの確認等により、アルカリ骨材反応が生じているコンクリートの反応進展状況がより精微に確認できる方法である。</p> <p>具体的には、アルカリ骨材反応に対して使用環境が厳しい特別点検箇所の代表箇所として「タービン建屋基礎マット」を選定し、実体顕微鏡観察と同一のコアサンプルを用いて偏光顕微鏡観察を行った。</p> <p>偏光顕微鏡にて同定した岩種毎に精微に観察した結果、極めて軽微な反応状況であり、実体顕微鏡観察の結果と同様に、コンクリートの健全性に影響を与えるような反応性がないことを確認した。よって、実体顕微鏡観察による特別点検手法の選定プロセス及び評価結果は妥当であると改めて判断した。</p> <p>添付 1 アルカリ骨材反応の健全性評価について 添付 2 アルカリ骨材反応に関する実体顕微鏡観察と偏光顕微鏡観察の特徴 添付 3 偏光顕微鏡観察の代表箇所 添付 4 偏光顕微鏡観察結果 添付 5 特別点検における実体顕微鏡観察結果</p>

### アルカリ骨材反応の健全性評価について

#### 1. 特別点検手法の選定プロセス

- ・アルカリ骨材反応の状況を確認するための各種規格類を調査した結果、適した JIS 及び学会規格が存在しないことが分かったため、最新知見のひとつである「原子力用コンクリートの反応性骨材の評価方法の提案（JNES-RE-2013-2050、平成 26 年 2 月）」等を参照し、点検方法の検討を行った。
- ・最新知見においては、各種顕微鏡等を用いたコンクリートの岩石学的診断法が複数紹介されている。
- ・東海第二は、定期的（1 回／年）に点検マニュアルに基づく目視点検を実施し、運転開始から約 40 年間において、アルカリ骨材反応に起因すると判断されるひび割れは認められていない等、コンクリートの健全性に影響を与えるようなアルカリ骨材反応はこれまで発生していない。
- ・発電所内の広範囲において点検が必要。



以上より、最新知見にあるアルカリ骨材反応の発生状況が確認可能な「実体顕微鏡観察」を選定<sup>※1</sup>

※1 特別点検結果を踏まえた評価により、コンクリート構造物の健全性に影響が認められる場合、偏光顕微鏡観察等より精微な手法を踏まえた評価を行う。

#### 2. 劣化状況評価

- ・東海第二は、定期的（1 回／年）に点検マニュアルに基づく目視点検を実施し、運転開始から約 40 年間において、アルカリ骨材反応に起因すると判断されるひび割れ等は認められていない。
- ・使用している骨材は、モルタルバー法、化学法、JCI-DD2 法による反応性試験を実施し、反応性骨材ではないことを確認している。
- ・採取したコアサンプルについて、特別点検による実体顕微鏡を用いた観察により、コンクリート構造物の健全性に影響を与えるような反応性がないことを確認した<sup>※2</sup>。



高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断

※2 劣化状況評価を踏まえた上で、特別点検手法の選定プロセス及び評価結果の妥当性の確認のため、偏光顕微鏡観察を行った。

表-別紙 1-1 アルカリ骨材反応に関する実体顕微鏡観察と偏光顕微鏡観察の特徴

		実体顕微鏡観察	偏光顕微鏡観察
写真			
概要	観察対象	・コンクリート切断面（コアサンプル表面）を観察	・コアサンプルより作製した薄片を観察
	特徴	・概ね2～30倍で観察 ・コアの全体的な状況、反応リム・ゲルの有無・程度、ひび割れ状況等を観察	・概ね25～200倍で観察 ・岩石や鉱物の観察に汎用される ・薄片に偏光を照射・透過させて鉱物の偏光特性等から、反応が生じている骨材の鉱物・岩種同定、反応進展状況、ひび割れ等を観察
	まとめ	・アルカリ骨材反応の発生有無・程度が確認できる	・アルカリ骨材反応が生じているコンクリート（骨材）の反応進展状況がより精微に確認できる
課題 <sup>1)</sup>		・岩種の詳細は分からぬ	・薄片作製・観察に熟練を要する

(参考文献)

- 1) 原子力用コンクリートの反応性骨材の評価方法の提案 (JNES-RE-2013-2050)

偏光顕微鏡観察の代表箇所

凡例

● : 偏光顕微鏡観察コアサンプル採取箇所

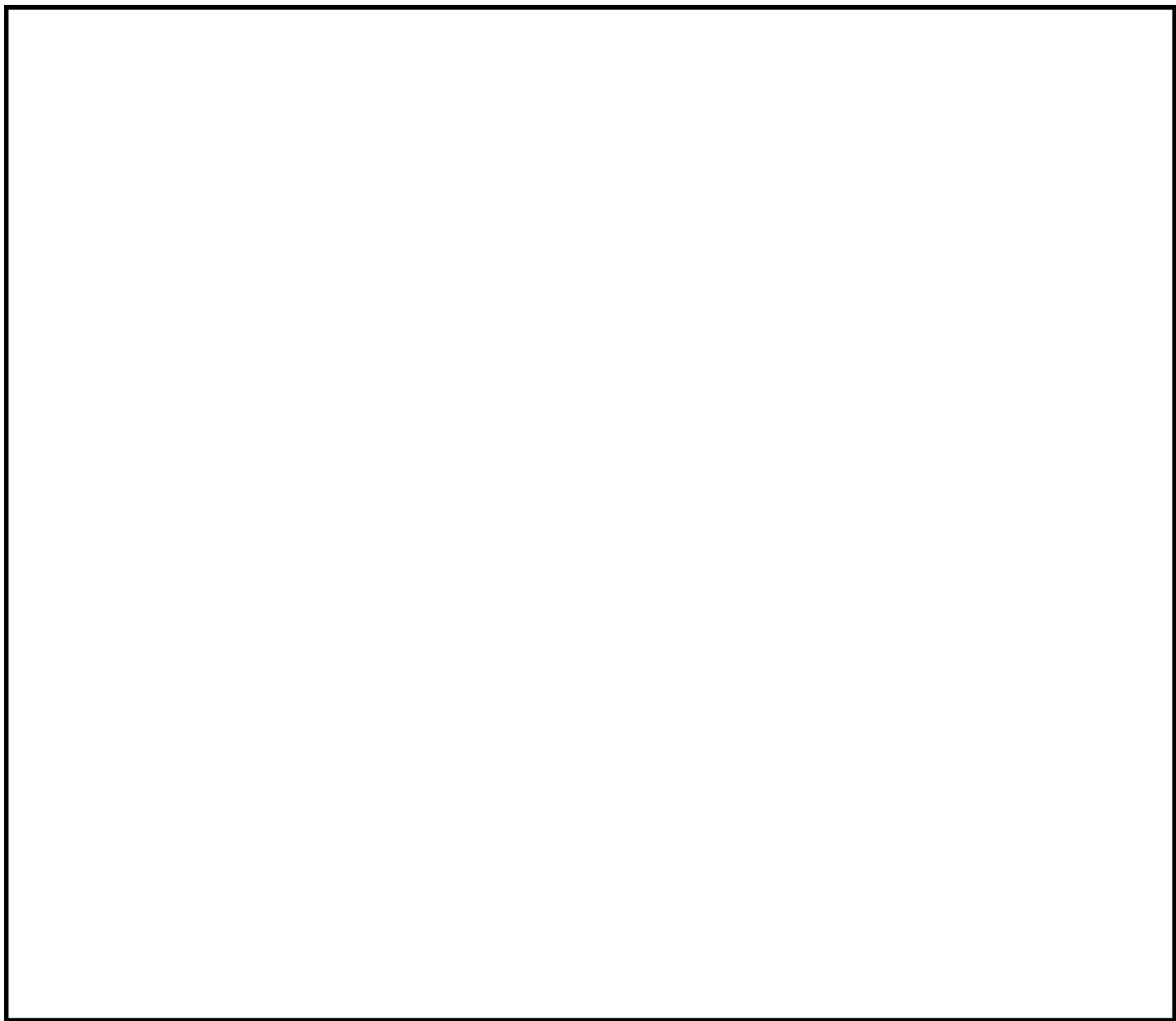


図-別紙 1-1 偏光顕微鏡観察の代表箇所  
(原子炉建屋 EL-4.0m, タービン建屋 EL-1.6m)

表別紙1-2 対象部位毎の湿度測定結果によるアルカリ骨材反応  
コアサンプル採取箇所選定結果

対象のコンクリート構造物	対象の部位	影響区分	平均湿度(%)	選定したコアサンプル採取箇所	セメントの種類
原子炉建屋等	外壁	外部からのアルカリ供給(塩分)	—	屋外上部	フライアッシュB種セメント
	内壁及び床	水分(湿度)	54.9	主蒸気トンネル室	普通ポルトランドセメント*
	原子炉圧力容器ペデスタル又はこれに準ずる部位	放射線照射	—	原子炉圧力容器ペデスタル中間スラブ	フライアッシュB種セメント
	一次遮蔽壁	水分(湿度)	52.7	2階原子炉格納容器外周部(南側)	フライアッシュB種セメント
	格納容器底部外基礎マット	水分(湿度)	50.7	原子炉隔離時冷却ポンプ室	フライアッシュB種セメント
	使用済み燃料プール	水分(湿度)	51.5	原子炉冷却材浄化系プリコートタンク室	フライアッシュB種セメント
タービン建屋	外壁	外部からのアルカリ供給(塩分)	—	屋外上部	普通ポルトランドセメント
	内壁及び床	水分(湿度)	61.9	低圧ヒーターエリア	フライアッシュB種セメント*
	基礎マット	水分(湿度)	61.9	低圧ヒーターエリア	フライアッシュB種セメント
取水槽	海中帯	外部からのアルカリ供給(塩分)	—	循環水ポンプB水槽内側壁	普通ポルトランドセメント
	干満帯	外部からのアルカリ供給(塩分)	—	循環水ポンプB水槽内側壁	普通ポルトランドセメント
	気中帯	外部からのアルカリ供給(塩分)	—	循環水ポンプクレーン基礎	普通ポルトランドセメント
安全機能を有する系統及び機器又は常設重大事故等対処設備に属する機器を支持する構造物	タービン建屋内(タービン架台を含む。)	タービン架台	水分(湿度)	61.3	相分離母線エリア
上記以外の構造物(安全機能を有する構造物又は常設重大事故等対処設備に属する構造物・安全機能を有する系統及び機器又は常設重大事故等対処設備に属する機器を支持する構造物に限る。)	使用済燃料乾式貯蔵建屋	水分(湿度)	76.6	外壁(屋内)	フライアッシュB種セメント
	排気筒基礎	外部からのアルカリ供給(塩分)	—	基礎(南西)	普通ポルトランドセメント

平均湿度の測定期間：平成28年2月17日～平成29年2月16日

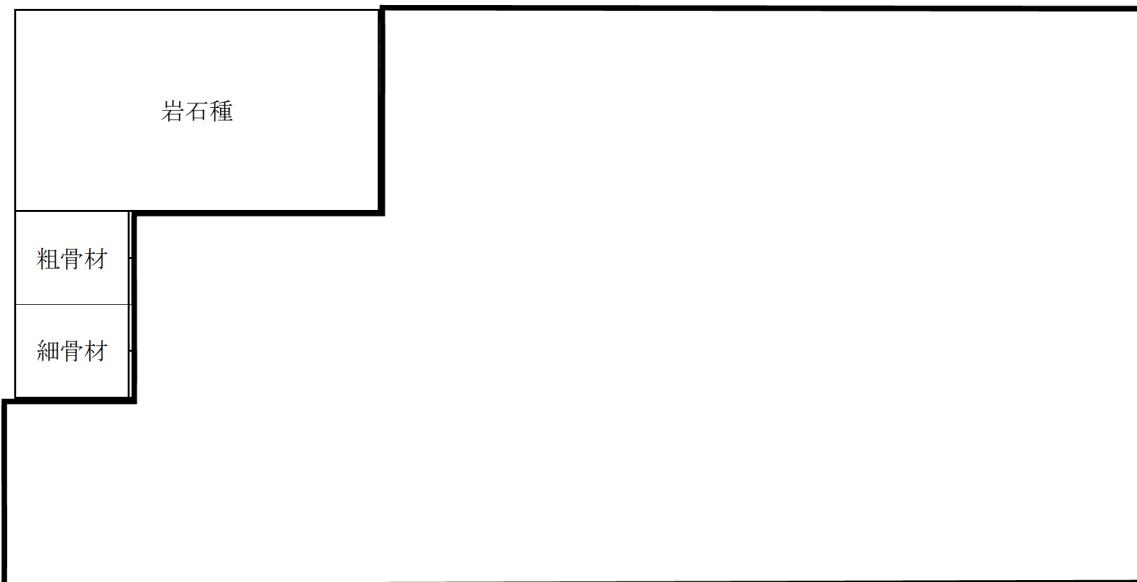
ただし、使用済燃料乾式貯蔵建屋は平成29年8月1日～平成29年8月31日

\*対象の部位の中で、セメントの種類が異なる箇所

## 偏光顕微鏡観察結果

偏光顕微鏡観察においては、骨材に反応リムが生じてはいるが、極めて軽微な反応状況であることが確認された。よって、コンクリートの健全性に影響を与えるような反応性がないと判断できる。確認結果を図-別紙 1-2, 1-3 に示す。

表-別紙 1-3 偏光顕微鏡観察結果（タービン建屋 基礎マット）



なお、同一のコアサンプルについて、一般的にASRの反応を示すとされる、安山岩中のガラスについて観察を行ったが、ASRの反応は確認されなかった。確認結果を図-別紙 1-4 に示す。

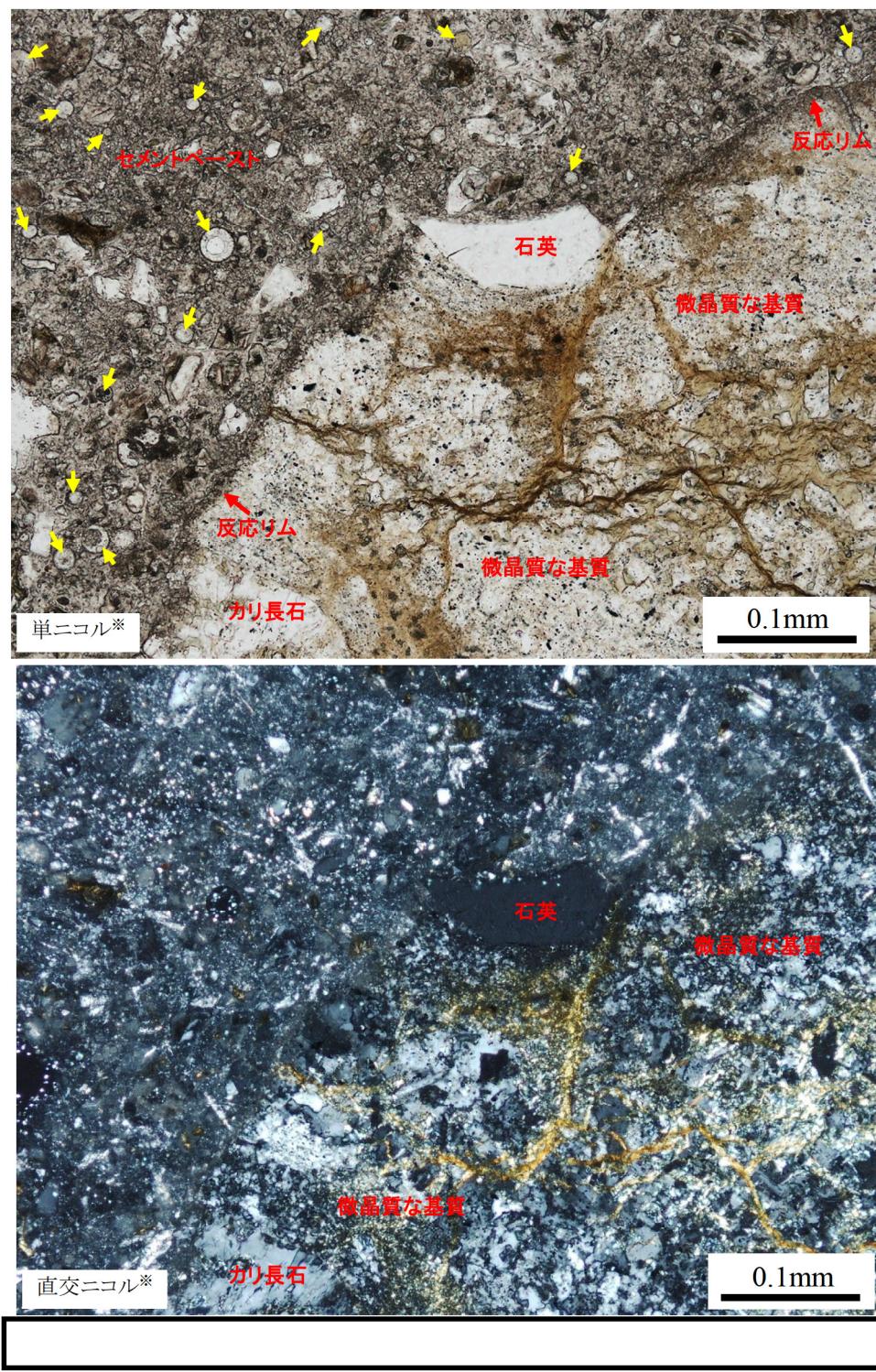


図-別紙 1-2 偏光顕微鏡観察結果  
(流紋岩質溶結凝灰岩の反応状況)

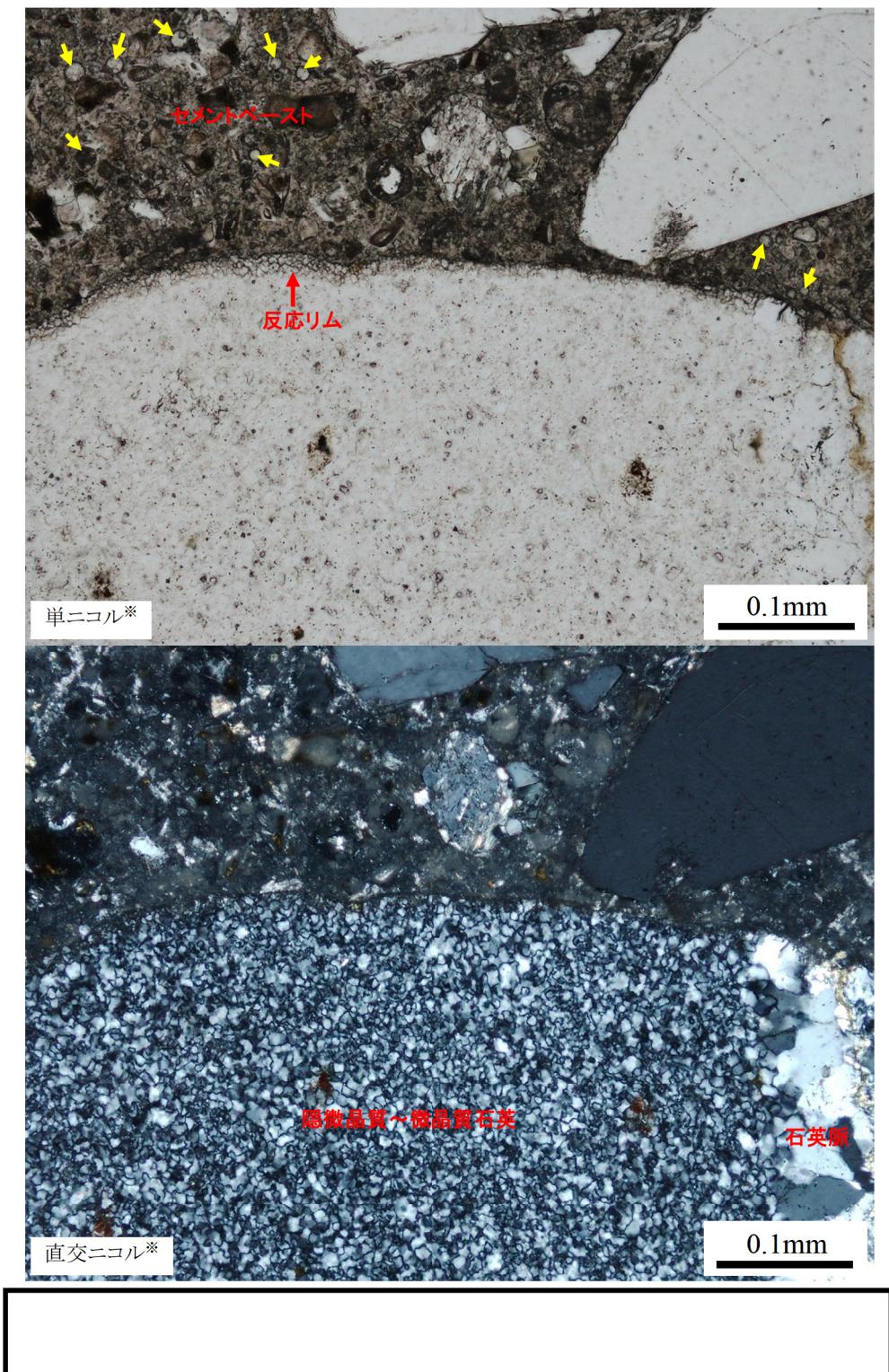


図-別紙 1-3 偏光顕微鏡観察結果  
(チャートの反応状況)

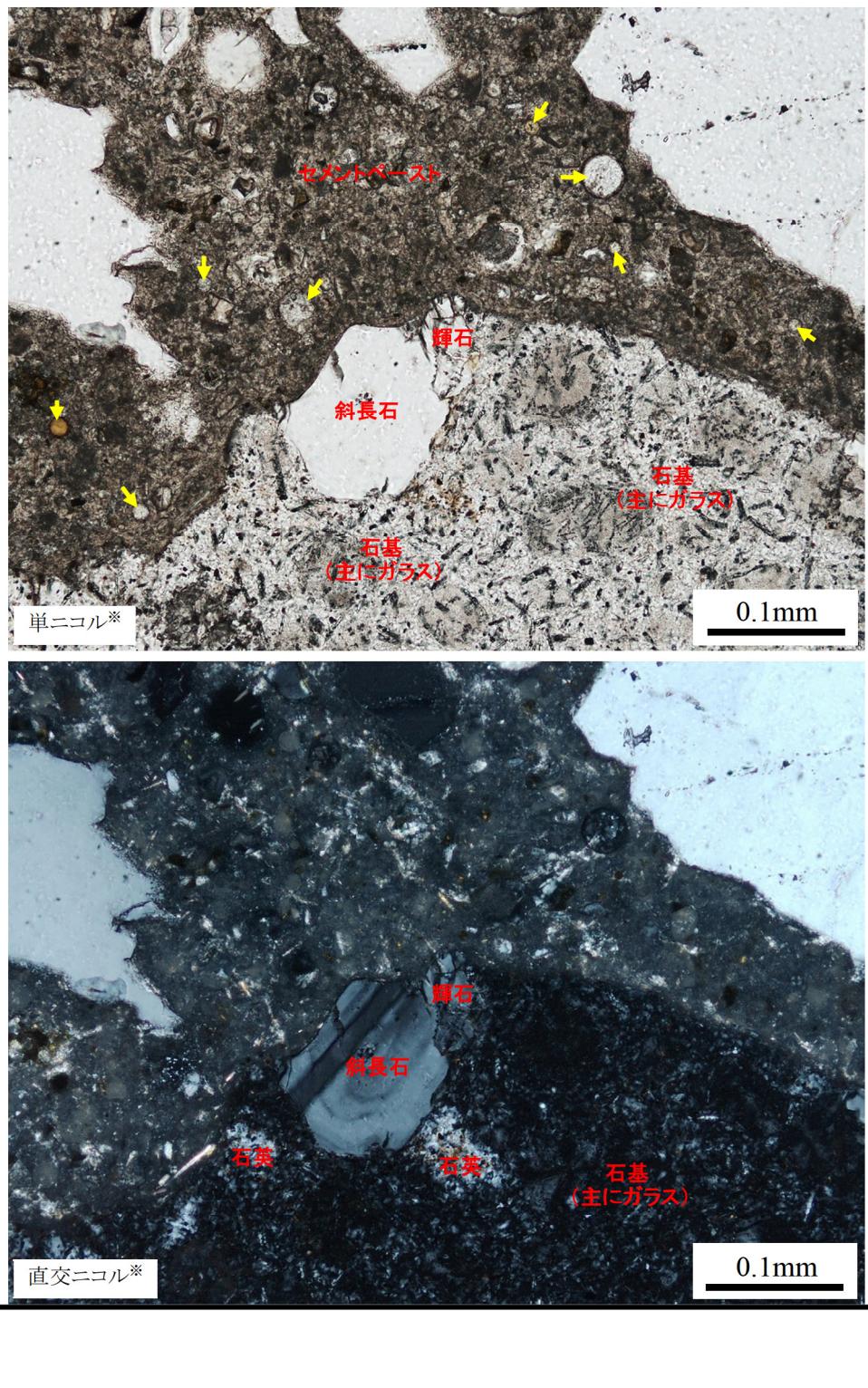


図-別紙 1-4 偏光顕微鏡観察結果  
(安山岩の反応状況)

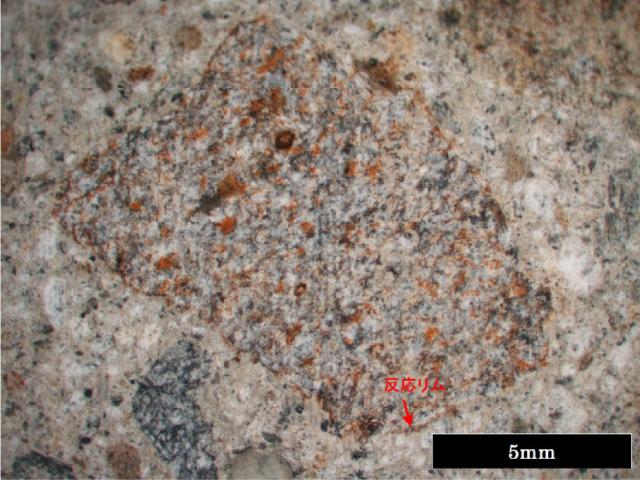
※単ニコル：一方向の光を遮断した状態で試験片の屈折光を観察した結果。構成鉱物の形、割れ、輪郭、色等、鉱物の特徴を確認。

直交ニコル：二方向の光を遮断した状態で試験片の屈折光を観察した結果。構成鉱物の色の変化、配列、組織等、鉱物の特性を確認。

## 特別点検における実体顕微鏡観察結果

軽微な反応状況であり、コアサンプルの全体的な状況及び実構造物の状況も踏まえ、コンクリートの健全性に影響を与えるような反応性がないと判断できる。

表-別紙 1-4 実体顕微鏡観察 点検記録票（タービン建屋 基礎マット）

コアサンプル実体顕微鏡観察 記録用紙 (T-BM-03)			
発電所名	東海第二発電所	コア番号	T-BM-03
構造物名	タービン建屋	コア採取日	H29.1.27
点検部位	基礎マット	試験実施日	H29.4.26
試験実施者	[REDACTED]	備考	
確認箇所 写真			
骨材の種類	<input checked="" type="checkbox"/> アルカリ 骨材反応の 発生状況		
判定	1	ヨ メ ン ト	<凡例> 1. 反応性なし 2. 反応性あり

## 別紙4

タイトル	震災影響評価について									
説明	<p>1. はじめに</p> <p>震災時の原子炉格納容器温度上昇に伴うコンクリート構造物の熱による強度及び遮蔽能力低下について評価した。</p> <p>「原子炉格納容器内の安全機能を有するケーブルの布設環境等の調査」(以下、「ケーブル環境調査」という)にて温度測定した100箇所の中から震災発生後の停止操作時に格納容器内機器設計温度(66°C)を超過した44箇所について格納容器内設置機器を評価しており、評価条件を表1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 格納容器内設置機器の温度評価条件</p> <table border="1"><thead><tr><th>評価エリア</th><th>超過時間</th><th>超過時間平均温度</th></tr></thead><tbody><tr><td>EL. 23.3m 以上</td><td>36 時間</td><td>86.6°C</td></tr><tr><td>EL. 17.0m 以上 23.3m 未満</td><td>32 時間</td><td>77.4°C</td></tr></tbody></table> <p>* EL. 14.0m, EL. 17.0m エリア及びペデスタル内の温度は、停止操作時において格納容器内機器設計温度の超過は確認されなかった。</p> <p>2. 熱による強度低下</p> <p>コンクリートが熱を受けると、温度条件によってはコンクリート中の水分の逸散を伴う乾燥に起因する微細なひび割れ、あるいは水分の移動に起因する空隙の拡大等により強度が低下する可能性がある。</p> <p>日本建築学会「原子炉建屋構造設計指針・同解説(1988)」において、コンクリートの温度制限値は設計基準強度確保の観点から、局部では90°C、一般部では65°Cと定められている。</p> <p>これに対して、ケーブル環境調査にて温度測定した結果、EL. 23.3m 以上において最高温度は約100°Cであった。そこで、震災影響評価の評価対象部位は最高温度の測定箇所に最も近い一次遮蔽壁とした。</p> <p>日本建築学会「構造材料の耐火性ガイドブック(2017)」において、火災時の熱影響を受けたコンクリートの強度低下について加熱冷却後における圧縮強度の提案式があり、100°C程度の加熱冷却後の圧縮強度残存比は0.97とされている。</p> <p>震災時に格納容器内で測定された最高温度約100°Cについて、特別点検における破壊試験の結果から、加熱冷却後における圧縮強度を評価した結果を表2に示す。</p> <p>評価の結果、加熱冷却後における圧縮強度は設計基準強度を満足していることを確認した。</p> <p>以上より、震災時の原子炉格納容器温度上昇に伴う熱による強度低下に対しては、長期健全性評価上問題とならない。</p>	評価エリア	超過時間	超過時間平均温度	EL. 23.3m 以上	36 時間	86.6°C	EL. 17.0m 以上 23.3m 未満	32 時間	77.4°C
評価エリア	超過時間	超過時間平均温度								
EL. 23.3m 以上	36 時間	86.6°C								
EL. 17.0m 以上 23.3m 未満	32 時間	77.4°C								

表2 一次遮蔽壁の耐力評価結果

評価対象部位	設計基準強度	特別点検結果	評価結果
一次遮蔽壁	22.1 N/mm <sup>2</sup> (225 kgf/cm <sup>2</sup> )	50.5 N/mm <sup>2</sup> (515 kgf/cm <sup>2</sup> )	49.0 N/mm <sup>2</sup> (500 kgf/cm <sup>2</sup> )

### 3. 熱による遮蔽能力低下

コンクリートが周辺環境からの伝達熱及び放射線照射に起因するコンクリート内部の温度上昇により、コンクリート中の水分が逸散し、放射線に対する遮蔽能力が低下する可能性がある。

コンクリート遮蔽体の設計に適用されている「コンクリート遮蔽体設計基準」(R.G. Jaeger et al. 「Engineering Compendium on Radiation Shielding (ECRS) VOL. 2」)には、周辺及び内部最高温度の制限値が示されており、コンクリートに対しては中性子遮蔽で88°C以下、ガンマ線遮蔽で177°C以下となっている。

これに対して、ケーブル環境調査にて温度測定した結果、EL. 23.3m以上において最高温度は約100°Cであった。

そこで、震災影響評価の評価対象部位は、震災時の原子炉格納容器温度上昇に伴う周辺環境からの伝達熱の影響が最も大きいガンマ線遮蔽壁及び一次遮蔽壁とした。

ガンマ線遮蔽壁は、コンクリート表面が鋼板で覆われていること、一次遮蔽壁の炉心側は鋼板が有ることと部材厚が厚いことから、震災時の僅かな時間であれば水分逸散は生じないと考えられる。

また、熱によるコンクリート構造物の遮蔽能力低下が生じた場合、放射線量が上昇するものと考えられるが、震災時にエリア放射線モニタは発報しておらず、震災後に実施した特別点検にて乾燥単位容積質量を確認した結果、設計値を上回っていることを確認したことから、原子炉設置（変更）許可における遮蔽能力を上回っている。

以上より、震災時の原子炉格納容器温度上昇に伴う熱による遮蔽能力低下に対しては、長期健全性評価上問題とならない。